

「共通仕様書・施工管理基準 改定概要」

1. 共通仕様書及び施工管理基準について

(目的)

長崎県が発注する建設工事等に係る請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈や運用等を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(位置付け)

共通仕様書は、建設工事等を施工する上で必要な技術的要求や工事内容を説明したもののうち定型的・標準的な内容について記載しているものである。したがって、個別工事毎に定められた図面、特記仕様書、数量総括表に記載された事項は共通仕様書に優先するものである。

施工管理基準は、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格を確保するために守るべき事項を定めたものである。本基準にない項目や、現場条件等によりこの基準によりがたい場合は監督職員と協議しなければならない。

2. 改定の考え方について

共通仕様書及び施工管理基準は、**国土交通省**が策定している「土木工事共通仕様書」及び「土木工事施工管理の手引き」をベースに、独自施策の追加や県の施工規模との整合等、実態にあったものとなるよう内容を検討し、改定をおこなっている。また、関係業界等の御協力により、現場の意見徴収をおこない、実態に即した基準となるよう、提案された事項について改正の必要性等の検討をおこなって改定案に反映させた。

3. 平成19年度版の主な改定内容について

〔共通仕様書〕

①提出書類及び諸手続等の簡素化を図った。

(提出不要、又は簡素化した書類)

例)「立会願い」、「官公庁等への手続書類」、「マニフェスト(産廃)」、「マニフェスト総括表のみ提出に簡素化」、「工事中止計画書」(小規模なものは工程表の修正程度に簡素化)

(監督職員の承諾を不要とし、関係書類の提出とした事項)

「ミキサ船の選定」「捨石の品質確認」

②特記仕様書に記載していた事項で、一般的となったものを共通仕様書へ移行した。

③発注者及び受注者の権限の範囲や責任の明確化を図った。

- ・「指示」の定義について、「契約図書の定めに基づき」指示をおこなうよう明記した。
- ・災害時等で、請負者が必要と認めた場合は、臨機の措置をとるよう明確化した。
- ・現場技術員の緊急時の対応を明確化・・・等

④「請負者の任意事項に対する発注者の過剰な関与を無くす」という視点から、材料や施工に関する「承諾」、「指示」等の事項を「提出」、「協議」へ見直しをおこなった。

⑤新たに制定された規程(JIS、指針)等に適合するよう見直しをおこなった。

⑥未制定事項や表現があいまいであったもの等について明確化した。

- ・排出ガス対策型の対象機種、建設副産物関係、用地境界杭の規格、・・・等。

〔施工管理基準〕

①構成の整理

旧基準は、「基準編」及び「施工管理編」と2編に分かれていたが、新基準では編分けを行わず、7つの項目立てとした。

②品質管理基準の見直し

○試験頻度等の見直し(簡素化)

○新たな基準(JIS 新制定等)の追加

○試験基準等の明確化

③出来形管理基準の見直し

○準用する項目の整理(目次に準用先を記載)

○測定基準の見直し(簡素化)

○未制定工種について、新たに規定を追加した。

④写真撮影箇所の見直し

○準用する項目の整理(目次に準用先を記載)

○撮影頻度の見直し(簡素化)

○未制定項目について、新たに追加した。